

# 新型コロナウイルス感染症にかかる対応方針（案）

令和2年8月31日 奈良県教育委員会

令和3年度奈良県立高等学校入学者選抜、令和2年度教育実習及び介護等体験の受入れにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の方策を講じて行う。いずれも多くの人員の関わるものであることから、その計画から実施まで、細心の配慮及び注意をもって行う。

## 1 令和3年度奈良県立高等学校入学者選抜実施について

- (1) 検査会場
  - ・高等学校においては、検査会場の衛生管理に万全の体制を敷くため、検査2日前より生徒等の立ち入りを制限する。
  - ・中学校において、新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒等が出た場合には、自宅待機者等の受検の機会を確保するために、当該中学校を検査会場として学力検査を実施する。その際、監督は高等学校の教職員等が行う。
  - ・学力検査、学校独自検査（口頭試問等）、面接、実技検査の際には、受検者同士、また、監督者と受検者との距離を保ち、接触の機会をできる限り避け、検査会場の換気を定期的に行う。
- (2) 出願  
中学校教職員等による持込み又は郵送とする。
- (3) 合格発表  
奈良県教育委員会事務局及び各高等学校のWebページにて発表し、高等学校における掲示は行わない。
- (4) 追検査
  - ・新型コロナウイルス感染症に罹患したことで特色選抜、一般選抜等を受検できなかった場合には、入院加療等を経て完治してから一定の期間内に、受検者ごとに対応して実施する。
  - ・検査は、学校独自検査（口頭試問）とし、合否の判定については、検査及び調査書により総合的に行う。

## 2 令和2年度教育実習及び介護等体験の受入れについて

- (1) 受入対象  
卒業年次の学生に限る。ただし、教育実習については、複数免許取得等、必然性のある場合受け入れる。
- (2) 時期  
令和2年9月1日（火）より受入れを開始する。
- (3) 実習生等に対する注意事項
  - ・実習開始2週間前から、検温、風邪症状の確認を行い、異常があれば、その症状及び対処を必ず実習先の学校に報告すること。
  - ・実習開始1週間前から、感染リスクの高いと思われる場所には行かないこと。また、検温の記録をとり、その記録を実習先の学校に報告すること。
  - ・実習開始2週間前から、行動記録をとっておくこと。
  - ・実習中は、毎朝の検温、風邪症状の確認を行うこと。発熱や症状のある場合は、症状がなくなり3日間を経過するまで実習を欠席すること。
  - ・高等学校第3学年の授業は、担当しないこと。
  - ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着すること。